次ぎに各國に於ける規定に付て簡單に記述して見よう。

「サルヴァドル」に於ては、勞働時間の配分に付て使用者及び勞働者間の協約を必要としてゐるが、各企業は其の時間表を縣勞働會議に屆出でなければならないのであつて、此の屆出は時間表を掲示し又は記錄簿を備付くる法定義務に代はるものである。

「ユーゴー、スラヴィア」に於ては、婦人及び年少者の夜業に關する法規の實施に付て適當なる監督を確保する爲、各使用者は其の企業に使用する者の名簿を備付けておかねばならない。その名簿には被傭者を年齢別に示し且つ現行の時間表を掲げなければならない。時間表それ自體は容易に接近し得且容易に見ることを得る場所に掲示しなければならない。併し乍ら、是等の規定は婦人及び年少者のみに適用するものであるから、限られた範圍のものである。

亞爾然丁の「ツークーマン」州に於ては、筋肉勞働者及び給料被傭者にして仕事の性質上法定の勞働時間の終りに停止することを得ざる仕事に從事する者は補償的休憩を與へらるゝ條件の下に定められた時間以上に勞働することを得る。此の規定に關聯して、適用を受くる企業の企業主又は支配人は二週間毎に、關係被傭者の姓名、各交替制の編成、及び補償的休憩時間の配分を記錄することを要求される。時間表には各勞働者が署名し又は或る理由に依り姓名を書くことを得ざる者の場合には彼等が之を承認したといふ證據を擧げておかねばならない。

第二款　刑　罰

勞働者の保護に關する初期的の法令は、違犯を處罰する規定がなかつた爲實效のないものであつた。併し、漸次に一切の國は一般刑法を適用することに依つて又は勞働時間に關する特別規定中に刑罰規定を挿入することに依つて違犯を罰し得べきものとした。それどころか刑罰は漸次に嚴重となりつゝあるといふことすら認め得られる。

事務所が既に公刊した「歐羅巴の産業に於ける勞働時間の規律」(The Regulation of Hours of Work in European Industry) と題する研究書は工業的及び商業的企業に於ける筋肉勞働者及び給料被傭者に等しく適用する法令を有する歐羅巴諸國に於て現に行はれてゐる刑罰規定を述べてゐる。それ故に茲では(一)給料被傭者又は商業的施設物の從業員に付て勞働時間を規律する特別法令を有する歐羅巴諸國及び(二)非歐洲諸國に於ける現行法規に付て叙述するに止めておかう。是等の資料に付ては第三十九表に概要を示しておいた。

是等の各種の措置を考慮すれば、責任ある者、違犯の性質、違犯を檢證する權限ある機關、刑罰を科する權限ある機關、刑罰の性質及び程度、或る場合に上訴が認めらるゝ事情並に罰金の使途等に關し左の一般的性質の注意點を擧げることが出來る。

國名	違反ノ性質及責任アル者	違反ヲ檢證スル機關	刑罰ヲ科スル機關	刑罰ノ性質及程度
歐羅巴				
丁抹	法律ノ規定ニ違反シテ十八歲未滿ノ勞働者ヲ使用シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ法律ノ規定ヲ遵守セサル使用者又ハ其ノ代理人	勞働及工場監督官廳ノ官吏	警察官廳	不法ニ使用セラレタル各年少勞働者ニ付十「クローネ」以上二百「クローネ」以下ノ罰金
	法律ニ違反シテ年少勞働者ノ雇傭ヲ許可セル兩親又ハ後見人			二「クローネ」以上二十「クローネ」以下ノ罰金
芬蘭	法律ノ規定ニ違反スル一切ノ者	產業監督官	—	五千馬克以下ノ罰金 累犯又ハ情狀ノ重キ場合ニハ百馬克以上ノ罰金又ハ一年以內ノ禁錮 法律ニ違反シテ使用セラルル一切ノ兒童ノ後見人モ亦三百馬克以下ノ罰金ニ處セラル
獨逸	勞働時間命令ノ規定ニ違反スル一切ノ者	勞働監督官又ハ其ノ他ノ特ニ任命セラレタル官吏	—	罰金 故意ニ依ル累犯ノ場合ニハ六箇月以內ノ禁錮及罰金又ハ其ノ內ノ一
「ジブラルタル」	勞働時間ニ關スル規定ニ違反シ又ハ之ヲ遵守セサル場合ニハ店主ハ處罰セラルヘシ（但シ、法定時間後ニ店員ヲ使用スル場合ニ既ニ應待ヲ始メタル顧客ニ應待スル爲單ニ店員ヲ使用セルコトヲ立證シタルトキハ此ノ限ニ在ラス）	治安判事又ハ警察官	裁判所	初犯ノ場合ニハ一磅、再犯ノ場合ニハ五磅、累犯ノ場合ニハ十磅
	店舗ヲ臨檢スルコトヲ要求セル治安判事又ハ警察官ニ對シ臨檢スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ妨クル一切ノ者 店主カ命令ニ基キ罰スヘキ犯罪ハ店主ノ支配人、代理人、使用人又ハ其ノ他ノ者カ犯シタル場合ニハ支配人、代理人、使用人又ハ其ノ他ノ者ハ店主ト同樣ノ刑ニ處セラルヘシ 店主カ命令ニ違反セル犯罪ノ告發セラレタル場合ニ於テ右店主ハ實際ノ違反者トシテ他ノ者ヲ召喚セシムル權利ヲ有スヘク且ノ確定後右店主ニ於テ右ノ他人カ自己ノ知ラス又ハ默許若ハ同意ナクシテ違反ヲ爲シタルモノナルコトヲ立證スルトキハ右他ノ者ハ略式裁判ヲ以テ處罰セラルヘク且店主ハ一切ノ罰金ヨリ免除セラルヘシ			一磅以上五磅以下ノ罰金
	命令ノ規定中刑罰ヲ明示的ニ規定セサルモノニ違反スル一切ノ者			各犯罪ニ付二磅ヲ超エサル罰金
英吉利（年少者ノミニ關ス）	勞働時間ニ關スル規定ニ違反シテ店舗內ニ於テ又ハ之ニ關聯シテ年少者ヲ使用セル場合ニハ店主、支配人、代理人、使用人又ハ其ノ他ノ者ハ法律違反ヲ以テ處罰セラルヘシ	地方官廳又ハ地方官廳ニ依リ委任セラレタル監督官		一磅ヲ超エサル罰金又ハ二名以上ノ年少者ニ關スル場合ニハ各年少者ニ付一磅
希臘	勞働時間ニ關スル命令又ハ其ノ他ノ一切ノ規則ノ規定ニ對スル一切ノ違反	警察官廳	同上	初犯ノ場合ニハ二百「ドラクマ」以上二千「ドラクマ」以下ノ罰金若ハ三十日以內ノ拘留又ハ其ノ兩者 再犯ノ場合ニハ五百「ドラクマ」以上五千「ドラクマ」以下ノ罰金若ハ五日乃至三十日ノ拘留又ハ其ノ兩者
波蘭	婦人及年少者ノ使用ニ關スル法律ノ規定ニ對スル一切ノ違反		地區裁判所及治判裁判所	六十日以內ノ拘留及五十「ツロティ」以上二百五十「ツロティ」以下ノ罰金又ハ其ノ內ノ一、刑罰領土內ノ各地區ニ對スル刑法ノ更ニ嚴重ナル規定ハ依然效力ヲ有ス
「ソヴィエット、ロシア」	使用者	工場監督官	裁判所	百「ルーブル」以下ノ罰金又ハ三箇月以下ノ懲役又ハ一年以下ノ禁錮 犯罪カ勞働者ノ集團ニ關スル場合ニハ刑罰ハ一年以上ノ禁錮又ハ千「ルーブル」ノ罰金トス
亞弗利加 南阿				
希望峰	命令ノ規定ニ對スル一切ノ違反	地方官廳又ハ地區會議又ハ店舗ヲ監督スル一切ノ警察官廳	—	初犯ノ場合ニハ一磅、再犯ノ場合ニハ五磅、累犯ノ場合ニハ十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ初犯ノ場合ニハ十日、再犯ノ場合ニハ一箇月、累犯ノ場合ニハ三箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
「ナタル」	店主又ハ其ノ下ニ店舗ヲ管理スル者ニ依ル一切ノ違反	區若ハ地方都市ニ於ケル「コーポレーション」又ハ地方會議其ノ他ノ處ニ於テハ執行官	—	十磅ヲ超エサル罰金又ハ累犯ノ場合ニハ二十五磅ヲ超エサル罰金十二箇月ノ期間中ニ二度以上處罰セラレタル者ノ場合ニハ執行官ハ百磅ヲ超エサル罰金ヲ科スルコトヲ得
「オレンヂ」自由國	命令ニ基ク違犯ヲ爲シタル一切ノ者但シ店主カ命令ニ基ク刑罰ニ對シ責ヲ負フヘキ違犯カ其ノ代理人又ハ店員ニ依リテ爲サレタルトキハ右代理人又ハ店員ハ店主ト同樣ニ處罰セラルヘシ店主カ店員ノ勞働時間ヲ制限セル第十二條ノ規定ニ違反シテ店員ヲ使用スル店主以テ告發セラレタル場合ニ右店員ヲ店內ニ於テ法定勞働時間數ヨリ長ク使用スル必要アリシコト及之ニ相當スル休憩時間ヲ右店員ニ與ヘタルコトヲ立證スルトキハ右ハ有效ナル辯護タルヘシ使用者カ斯ル約束ヲ爲ササルトキハ本命ノ違反ト看做サルヘシ	店舗監督官、料理店監督官又ハ警察官	治安判事又ハ執行官	二十五磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ二箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
	料理店監督官又ハ警察官カ料理店又ハ類似ノ施設物ヲ臨檢シ又ハ其ノ職務ヲ遂行スルコトヲ妨ケ又ハ監督官ノ要求スル正當ナル資料ヲ提供スルコトヲ拒ム一切ノ者ハ處罰セラルヘシ			十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
	一名又ハ二名以上ノ店員ヲ使用スル料理店又ハ類似ノ施設物ノ一切ノ管理者ニシテ勞働時間簿ヲ備付クルコトヲ怠リ又ハ必要ナル記入ヲ爲シ若ハ爲サシメ若ハ爲スコトヲ默認シ又ハ一切ノ記入ヲ爲シ若ハ爲スコトヲ詐テ變更シ若ハ變更セシメタル者ハ處罰セラルヘシ			二十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
	一切ノ店員ニシテ故意ニ帳簿ニ必要ナル記入ヲ爲サス又ハ故意ニ虛僞ノ記入ヲ爲シ又ハ詐テ一切ノ記入ヲ變更スル者ハ處罰セラルヘシ			二磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ七日ヲ超エサル禁錮
「トランスヴァール」	命令又ハ之ニ基ク規則ノ一切ノ規定ニ違反スル一切ノ者ハ處罰セラルヘシ 一名又ハ二名以上ノ店員ヲ使用スル店舗、料理店又ハ類似ノ施設物ノ一切ノ管理者ニシテ用勤簿ヲ備付クルコトヲ怠リ又ハ規定ノ記入ヲ爲スコトヲ妨ケ又ハ虛僞ノ記入ヲ爲シ若ハ爲スコトヲ默認シ又ハ詐テ一切ノ記入ヲ變更シ若ハ變更セシメタル者ハ處罰セラルヘシ 一切ノ店員又ハ管理者ニシテ治安判事又ハ執行官ノ面前ニ於ケル宣誓ノ下ニ虛僞ノ陳述ヲ爲ス者ハ處罰セラルヘシ	店舗監督官又ハ警察官		二十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
南西阿弗利加	一名又ハ二名以上ノ店員ヲ使用スル一切ノ者ニシテ其ノ店內ニ用勤簿ヲ備付クルコトヲ怠リ又ハ規定ノ記入ヲ爲スコトヲ妨ケ又ハ詐テ一切ノ記入ヲ變更シ若ハ變更セシメタル者ハ處罰セラルヘシ 一切ノ店員ニシテ帳簿ニ規定ノ記入ヲ爲サス又ハ故意ニ虛僞ノ記入ヲ爲シ又ハ詐テ一切ノ記入ヲ變更スル者ハ處罰セラルヘシ	店舗監督官若ハ執行官ニ依リ適法ニ許可セラレタル一切ノ者若ハ店舗監督官トシテ行動スル一切ノ地方官廳又ハ一切ノ警察官廳		初犯ノ場合ニハ一磅、再犯ノ場合ニハ五磅、累犯ノ場合ニハ十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ初犯ノ場合ニハ十日、再犯ノ場合ニハ一箇月、累犯ノ場合ニハ三箇月ヲ超エサル懲役又ハ禁錮
	店舗監督官、警察官又ハ店舗監督官トシテ行動スル其ノ他ノ者カ店舗ヲ臨檢シ若ハ其ノ職務ヲ遂行スルコトヲ妨ケ又ハ右店舗監督官ノ要求スル一切ノ正當ナル資料ヲ提供スルコトヲ拒ム一切ノ者ハ處罰セラルヘシ 特別ノ刑罰ノ規定ナキ違犯ヲ爲セル一切ノ者			二十磅ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ三箇月ヲ超エサル懲役若ハ禁錮又ハ右ノ兩者
「ケニア」	一切ノ店主ハ本命令ノ規定ニ違反シ又ハ之ニ遵ハサル場合ニハ處罰セラルヘシ 命令ニ違反シテ時間後ニ店員ヲ使用セル場合ニハ店主ニ於テ店員ハ單ニ既ニ應待シツツアリシ又ハ閉店前入場シタル顧客ニ應待シツツアリシコト又ハ顧客ニ提供スル物品カ疾病ノ場合ニ必要ナルモノナルコトヲ信スル正當ノ理由存セルコトヲ立證スルトキハ其命令違反ヲ以テ處罰セラレサルヘシ 店主カ本命令ノ下ニ處罰セラルヘキ違犯ハ店主或ル支配人、代理人、僕婢又ハ其ノ他ノ者カ犯シタル場合ニハ支配人、代理人、僕婢又ハ其ノ他ノ者ハ店主ト同樣ノ刑罰ニ處セラルヘシ 店主ニシテ本命令ノ違反ヲ以テ告發セラレタル場合ニハ右店主カ實際ノ違犯者トシテ告訴スル一切ノ他ノ者ヲ出廷セシムルノ權利ヲ有スヘク、若シ違犯ノ事實カ確定シタル後右店主カ命令ヲ實施スル爲相當ノ注意ヲ用ヒタルコト及右他ノ者カ店主ノ諒知、同意又ハ默許ナクシテ當該違犯行爲ヲ爲シタルコトヲ裁判所ノ滿足スル樣立證スルトキハ右他ノ者ハ右違犯ニ付有罪タルヘク且店主ハ一切ノ罰金ヨリ免セラルヘシ	一切ノ警察官又ハ警察派出所ノ責任ヲ負フ一切ノ官吏ニ依リテ權限ヲ附與セラレタル警察官	裁判所	初犯ノ場合ニハ五磅ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ十四日ヲ超エサル期間ノ單純ナル禁錮、再犯ノ場合ニハ十磅ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月ヲ超エサル期間ノ單純ナル禁錮、累犯ノ場合ニハ三十磅ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ二ケ月ヲ超エサル期間ノ單純ナル禁錮
亞米利加 加奈陀				
「アルバータ」	本法ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者又ハ違犯行爲ヲ爲シタル一切ノ代理人、僕婢、勞働者若ハ其ノ他ノ者	勞働監督官		十弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用
	法律ニ依リ要求セラルル一切ノ記錄簿其ノ他ニ故意ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ又ハ故意ニ虛僞ノ屆出ヲ爲シ若ハ之ニ署名シ又ハ故意ニ右ノ一切ノ虛僞ノ記載若ハ屆出ヲ利用スル一切ノ者			二十五弗乃至百弗ノ罰金及訴訟費用、之ヲ支拂ハサルトキハ三ケ月ヲ超エサル禁錮
	法律ニ違反シテ使用セラレタル一切ノ兒童ノ兩親			五弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用
英領「コロンビア」（店舗ニ於ケル年少者）	法律ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者	工場監督官又ハ其ノ代理人	警察官廳	二十弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用、之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月ヲ超エサル禁錮、刑罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
「マニトバ」（店舗ニ使用セラルル婦人、年少者及兒童）	法律ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者	—	—	二十弗ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月以內ノ禁錮、同一ノ刑罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
「ノヴァ、スコチア」（店舗ニ使用セラルル年少者）	勞働時間ニ關スル規定ノ一切ノ違反行爲	—	治安判事、警察裁判所有給判事、少年裁判所	二十弗ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月以下ノ禁錮、同一ノ刑罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
亞爾然丁共和國ノ領域	法律ノ違反	首府ニ於テハ全國勞働局、州及領域ニ付テハ關係規則ニ依リ定メラレタル機關	—	五十「ペソ」以上千「ペソ」以下ノ罰金（累犯ノ場合ニハ是等ノ金額ノ二倍）又ハ之ニ相當スル期間ノ禁錮
「コルドバ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル店舗ノ使用者カ店主	勞働局	權限アル裁判所	百「ペソ」ノ罰金、累犯ノ場合ニハ右金額ノ二倍
「メンドサ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル使用者又ハ其ノ代理人	勞働監督官	—	一日乃至三十日ノ拘留又ハ百弗ヲ超エサル罰金、累犯ノ場合ニハ右金額ノ二倍
「サルタ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル使用者又ハ其ノ代理人	勞働局ノ設置アル迄警察官廳	警察署長	違反ノ對象タル各人及一日ニ付二十「ペソ」、累犯ノ場合ニハ罰金ハ累加スヘシ
「サンタ、フェ」	勞働時間ニ關スル法律ノ規定違反	勞働局及警察官廳	—	各成年勞働者ニ付十「ペソ」、十六歲未滿ノ年少者及婦人ニ付十五「ペソ」並ニ倍加ス
	適法ニ立證セラレタル違反	勞働局	—	—
「サン、フアン」	法律ノ規定ノ違反	—	—	十乃至百「ペソ」、累犯ノ場合ハ百乃至五百「ペソ」ノ罰金又ハ五「ペソ」ニ對シ一日ノ禁錮
「サン、ルイス」	法律ノ違反、官吏ニ對シ企業ヲ臨檢スルコトヲ拒否シ又ハ必要ナル資料ヲ提供スルコトヲ拒否シタルコト	警察署長	治安判事	五十乃至三百弗ノ罰金又ハ各十弗ニ付一日ノ禁錮、[illegible]又ハ[illegible]ノ停止
「ツクーマン」	法律ノ規定ニ違反スル管理從業者、使用者又ハ其ノ代理人	勞働局	—	一日一人ニ付十弗、累犯ノ場合ニハ罰金ヲ倍加ス
	勞働局カ其ノ監督官ヲシテ行ハシムルコトヲ要スル監査ヲ使用者又ハ所有主カ拒否シタルコト	監督官	—	監督ヲ遂行スル權利ヲ阻害スルコトナクシテ百乃至五百「ペソ」ノ罰金

亞米利加	[illegible]			
加奈陀「アルバータ」	本法ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者又ハ違犯行爲ヲ爲シタル一切ノ代理人、僕婢、勞働者若ハ其ノ他ノ者 法律ニ依リ要求セラルル一切ノ記錄簿其ノ他ニ故意ニ虚僞ノ記載ヲ爲シ又ハ故意ニ虚僞ノ屆出ヲ爲シ若ハ之ニ署名シ又ハ故意ニ右ノ一切ノ虚僞ノ記載若ハ屆出ヲ利用スル一切ノ者 法律ニ違反シテ使用セラレタル一切ノ兒童ノ兩親	勞働監督官		十弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用 二十五弗乃至百弗ノ罰金及訴訟費用、之ヲ支拂ハサルトキハ三ケ月ヲ超エサル期間ノ禁錮 五弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用
英領「コロンビア」店舖ニ於ケル年少者	法律ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者	工場監督官又ハ其ノ代理人	警察官廳	二十弗乃至五十弗ノ罰金及訴訟費用、之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月ヲ超エサル期間ノ禁錮、同一ノ罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
「マニトバ」(店舖ニ使用セラルル婦人、年少者及兒童)	法律ニ依ル違犯ニ付責ヲ負フ一切ノ使用者	—	—	二十弗ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月以内ノ禁錮、同一ノ刑罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
「ノヴァ、スコチア」(店舖ニ使用セラルル年少者)	勞働時間ニ關スル規定ノ一切ノ違反行爲	—	治安判事、警察裁判所有給判事、少年裁判所	二十弗ヲ超エサル罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ一ケ月以下ノ禁錮、同一ノ刑罰ハ之ヲ兩親ニ適用スルコトヲ得
亞爾然丁共和國ノ領域	法律ノ違反	首府ニ於テハ全國勞働局、州及領域ニ付テハ關係規則ニ依リ定メラレタル機關	權限アル裁判所	五十「ペソ」以上千「ペソ」以下ノ罰金(累犯ノ場合ニハ是等ノ金額ノ二倍)又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ之ニ相當スル期間ノ禁錮
「コルドバ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル店舖ノ使用者及店主	勞働局	—	百「ペソ」ノ罰金、累犯ノ場合ニハ右金額ノ二倍
「メンドサ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル使用者又ハ其ノ代理人	勞働監督官	—	一日乃至三十日ノ拘留又ハ百弗ヲ超エサル罰金、累犯ノ場合ニハ右金額ノ二倍
「サルタ」	法律ニ依ル違犯ヲ爲シタル使用者又ハ其ノ代理人	勞働局ノ設置アル迄警察官廳	警察署長	違反ノ對象タル各人及一日ニ付二十「ペソ」、累犯ノ場合ニハ罰金ハ累加スヘシ
「サンタ、フエ」	勞働時間ニ關スル法律ノ規定違反 適法ニ立證セラレタル違反	勞働局及警察官廳 勞働局	—	各成年勞働者ニ付十「ペソ」、十六歳未滿ノ年少者及婦人ニ付十五「ペソ」並ニ累犯ノ場合ニハ罰金ヲ倍加ス —
「サン、フアン」	法律ノ規定ノ違反	—	—	十乃至百「ペソ」、累犯ノ場合ハ百乃至五百「ペソ」ノ罰金又ハ五「ペソ」ニ對シ一日ノ禁錮
「サン、ルイス」	法律ノ違反、官憲ニ對シ企業ヲ臨検スルコトヲ拒否シ又ハ必要ナル資料ヲ提供スルコトヲ拒否シタルコト	警察署長	治安判事	五十乃至三百弗ノ罰金又ハ各十弗ニ付一日ノ禁錮、雇傭又ハ解傭ノ停止
「ツークーマン」	法律ノ規定ニ違反スル管理被傭者、使用者又ハ其ノ代理人 勞働局カ其ノ監督官ヲシテ行ハシムルコトヲ要スル臨検ヲ營造物ノ使用者又ハ所有主カ拒否シタルコト	勞働局 監督官	—	一日一人ニ付十弗、累犯ノ場合ニハ罰金ヲ倍加ス 臨検ヲ強行スル權利ヲ阻害スルコトナクシテ百乃至五百「ペソ」ノ罰金
智利	法律ノ規定ノ違反	—	第一審トシテハ調停仲裁局、第二審トシテハ給料被傭者福利局	百「ペソ」以上五千「ペソ」以下ノ罰金、累犯ノ場合ニハ罰金ハ右額ノ四倍迄増加スルコトヲ得
「グレナダ」	勅令ニ定ムル時間ヲ超エテ店員ヲ使用スル一切ノ店主 警察官ノ職務ノ遂行ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル一切ノ事業主	— 警察官	治安判事	初犯ノ場合ニハ五磅、再犯ノ場合ニハ十磅、三犯以上ノ場合ニハ二十五磅ノ罰金 五磅ノ罰金又ハ之ヲ支拂ハサルトキハ三ケ月ヲ超エサル期間ノ禁錮又ハ懲役
「パナマ」	法律ノ規定ノ一切ノ違反	—	—	初犯ニ付テハ五十「バルボア」ノ罰金、累犯ニ付テハ之ヲ倍加ス
「ペルー」	婦人及兒童ノ雇傭ニ關スル法律ノ一切ノ違反	縣知事、市長又ハ其ノ他ノ機關	縣知事、市長又ハ其ノ他ノ機關	一乃至五「リブラ」ノ罰金
「サルヴァドル」	使用者ノ違反 使用者カ勞働時間ノ配分ヲ指示スルコトヲ怠ル場合 商業的施設物カ許可ナクシテ商業被傭者ニ關スル法律ノ第二條及第三條ニ掲クル命令ノ規定ヲ利用スル場合 第三條ニ定メラルル何レカノ日ニ勞働者ヲ勞働セシメ又ハ之ヲ許可スル商業營造物ノ使用者又ハ長 特別ノ刑罰ノ規定ナキ商業被傭者ニ關スル法律ノ一切ノ違反	執行機關	執行機關ノ長官 縣知事(調停局ト協議シタル上)	二十五乃至五百「コロン」ノ罰金 五十乃至百「コロン」ノ罰金 七十五乃至二百「コロン」ノ罰金 百乃至五百「コロン」ノ罰金 二十五乃至三十「コロン」ノ罰金
「ウルグアイ」	勞働時間ニ關スル規定ノ一切ノ違反 營造物ノ長又ハ管理者ニシテ監督官ノ職務ノ遂行ヲ妨害スル者	執行機關(特別勞働監督官ニ依ル) —	— —	初犯ノ場合ニハ各被傭者ニ付十「ピエセット」、累犯ノ場合ニハ十五「ピエセット」ノ罰金 各違犯ニ付二十五「ピエセット」ノ罰金
「オセアニア」濠洲「ニューサウス、ウェールス」	十六歳未滿ノ男子又ハ十八歳未滿ノ女子ノ勞働時間ノ制限ニ關スル法律ノ規定ニ違反スル一切ノ店主 法律ノ規定ニ反スル者ヲ使用スル一切ノ店主 法律ノ規定ニ反スル店舖ニ使用セラルル十六歳未滿ノ男子又ハ十八歳未滿ノ女子ノ兩親又ハ後見人、但シ右違犯カ兩親又ハ後見人ノ同意、默認又ハ故意ノ懈怠ナクシテ爲サレタルコト明カナルトキハ此ノ限ニ在ラス 一切ノ帳簿、記錄簿、告示、證明書、名簿、記錄又ハ書類ニ故意ニ虚僞ノ記入ヲ爲シ又ハ事情ヲ知リテ一切ノ虚僞ノ記入又ハ虚僞ノ屆出若ハ報告書ヲ使用スル一切ノ者	工場監督官 — — —	裁判所又ハ警察官廳	初犯ハ二磅以下、累犯ハ二磅以上五磅以下ノ罰金 二磅ヲ超エサル罰金、又ハ違犯カ夜間ニ關スルトキハ各被傭者ニ付三磅ノ罰金 各違犯ニ付二十志ヲ超エサル罰金 各違犯ニ付二十磅ヲ超エサル罰金又ハ三ケ月ヲ超エサル期間ノ懲役若ハ禁錮
「クヰーンスランド」	一切ノ店舖ニ於テ規定ノ閉店時刻後半時間以上一切ノ被傭者ヲ使用スル一切ノ使用者 本法ノ規定ニ反スル被傭者ヲ使用スル一切ノ者 法律違犯ヲ爲セル一切ノ兒童又ハ十八歳未滿ノ者ノ兩親、但シ右違犯カ兩親ノ同意、默認若ハ故意ノ懈怠ナクシテ爲サレタルコトヲ立證スルトキハ此ノ限ニ在ラス (1)一切ノ規定上ノ帳簿、記錄簿、告示、證明書、名簿、記錄又ハ書類ニ事情ヲ知リテ一切ノ重要ナル點ニ於テ虚僞ノ記入ヲ爲ス一切ノ者 (2)事情ヲ知リテ一切ノ重要ナル點ニ於テ虚僞ナル本法ニ依ル屆出又ハ報告書ヲ作成シ又ハ之ニ署名スル一切ノ者 (3)事情ヲ知リテ一切ノ重要ナル點ニ於テ虚僞ナル一切ノ記入、屆出又ハ報告書ヲ使用スル一切ノ者 本法又ハ之ニ基ク一切ノ規則ニ違反スル一切ノ者	工場監督官 — — — — — —	裁判所	五磅ヲ超エサル罰金 二磅ヲ超エサル罰金又ハ違犯カ夜間ニ行ハルルトキハ各被傭者ニ付三磅 各違犯ニ付一磅ノ罰金 十磅ヲ超エサル罰金又ハ三ケ月ヲ超エサル期間ノ懲役若ハ禁錮 他ニ刑罰ノ規定ナキ場合ニハ初犯ニ付テハ五磅、累犯ニ付テハ十磅ヲ超エサル罰金
南濠洲	十六歳未滿ノ年少者ノ勞働時間ノ制限ニ關スル法律ニ對スル違犯ヲ爲シタル一切ノ者	工場監督官又ハ警察官	裁判所	初犯ニ付テハ十磅、累犯ニ付テハ二十五磅
「タスマニア」	婦人及十六歳未滿ノ兒童ノ勞働時間ノ制限ニ關スル法律ノ規定ニ違反スル一切ノ店主 法律ニ違反スル一切ノ者	工場監督官 —	警察裁判所判事	初犯ニ付テハ五磅、累犯ニ付テハ二十磅ノ罰金 法律ニ依リ他ノ刑罰ノ設ナキ場合ニハ五磅ノ罰金
「ヴィクトリア」	勞働時間ニ關スル規定ニ違反スル一切ノ店主 本法ニ依ル監督官ノ一切ノ權限ノ行使ヲ故意ニ妨クル一切ノ者	工場監督官 —	—	初犯ニ付テハ五磅、累犯ニ付テハ二磅以上二十磅以下ノ罰金 五磅ヲ超エサル罰金
西濠洲	故意ニ一切ノ規定上ノ帳簿、告示、名簿、記錄又ハ書類ニ一切ノ重要ナル事項ニ於テ虚僞ナル記入ヲ爲シ又ハ事情ヲ知リテ一切ノ重要ナル事項ニ於テ虚僞ナル本法ニ依ル屆出、記錄若ハ書類ヲ作成シ若ハ署名スル一切ノ者 一切ノ店主ニシテ一切ノ店員ニ對シ前記ノ記入ニ從テ右店員ヲ非番トスヘキ一切ノ時ニ於テ店舖ニ於テ又ハ之ニ關シテ勞働スルコトヲ許可スル者ハ本法違犯ノ廉ヲ以テ處罰セラルヘシ 本法ニ對スル違犯ヲ爲セル一切ノ店主	工場監督官又ハ警察官廳 — —	裁判所	二十磅ヲ超エサル罰金 — 所ル違犯ニ對シ特ニ刑罰ノ設ケナキ場合ニハ初犯ニ付テハ五磅ヲ超エサル罰金、又ハ累犯ニ付テハ五十磅ヲ超エサル罰金又ハ違犯カ繼續的ノモノナル場合ニハ違犯アリタル第一日ヨリ違犯ノ繼續スル各日ニ付五磅ヲ超エサル罰金、最低限度ノ罰金ハ初犯ニ付テハ十志、累犯ニ付テハ二磅ト定メラル
新西蘭	本法ノ規定ニ違反スル一切ノ者 店舖若ハ事務所ニ於ケル一切ノ被傭者ニシテ法律ノ規定ニ反シテ使用セラレ又ハ法律違反ヲ惹起セシムル者ハ法律違犯ノ廉ヲ以テ處罰セラル 法律ニ依リ要求セラレ又ハ許可セラレタル一切ノ記錄簿、告示若ハ帳簿ニ故意ニ虚僞ノ記入ヲ爲シ又ハ一切ノ重要ナル點ニ於テ事實ニ非サルコトヲ知リテ本法ニ依ル一切ノ證明書、同意書、告示若ハ其ノ他ノ書類ヲ與ヘ、發シ若ハ使用スル一切ノ者 規定ノ形式ニ於テ記錄ニ記入セス又ハ故意ニ不正ノ記錄ニ記入スル一切ノ被傭者	工場監督官 — — —	裁判所	他ニ特別ノ罰金ノ設ケナキ場合ニハ各違反ニ付十磅ヲ超エサル罰金又違反カ繼續スル各日ニ付五磅ヲ超エサル罰金 各違犯ニ付五磅ノ罰金 二十磅ヲ超エサル罰金又ハ三ケ月ノ懲役 五磅ヲ超エサル罰金

違反の場合に於て責任ある者は使用者若は其の代理人であるか又は使用者及び違反を爲せる被傭者の双方であるかである。

佛蘭西、「ジブラルター」、「グレナダ」、葡萄牙、「ユーゴー、スラヴィア」、「サルヴァドル」及び「ウルグァイ」に於ては使用者のみが責任者である。

亞爾然丁の「サルタ」及び「サンタ、フェ」の兩州、白耳義、伊太利、「ケニア」植民地及び保護國、和蘭並に「ヴェネズエラ」に於ては、使用者の代理人も等しく使用者と共に責任がある。

「サン、ファン」(亞爾然丁)、亞爾然丁(聯邦法、婦人及び兒童)、「マニトバ」(加奈陀)、智利、英吉利、希臘、「リスアニア」、「パナマ」、「ペルー」、波蘭、「オレンヂ」自由國及び「トランスヴァール」(南阿)、南西阿弗利加、「バーゼル」市(瑞西)等に於ては、使用者及び被傭者が責任を分擔してゐる。

違犯に付ては「本法の規定に對する違反」又は「職務の遂行に當り監督官を妨害すること」の如き一般的字句を以て定義するを得るし又他方一層精確に定めることも出來る。例へば「アルバータ」に於ては勞働時間の記錄簿を備付けざることを擧げてゐるし、「サン、ルイス」に於ては權限ある官憲に對し企業を臨檢し及び必要なる資料を提供することを拒むことを擧げて居り、「サルヴァドル」に於ては勞働時間の配分を屆出でざることを擧げて居り、又白耳義に於ては時間表の掲示に關する規定の違反を擧げてゐる。

葡萄牙及び「ユーゴー、スラヴィア」に於ては、使用者が勞働者に對し法規の規定する處よりも長き時間勞働せしむる目的を以て壓迫を加ふる場合も亦違犯を構成する。葡萄牙の命令は「本令の遵守を要求せる廉を以て賃銀取得者又は給料被傭者を解雇する一切の使用者は罰金に處せらるべし」といふことを附言してゐる。

違犯を檢證する權限ある機關は當該國の一般行政組織に依り明かに異つてゐる。大抵の國に於ては、法令は此の義務を監督官廳に課してゐる(註一)。「ツークーマン」に於ては勞働局が又英吉利に於ては地方官憲が之に當つてゐる。「サン、ルイス」(亞爾然丁)、「ジブラルター」、希臘、「グレナダ」、「ケニア」植民地及び保護國、希望峰(南阿)等に於ては、警察が權限ある機關である。「サンタ、フェ」、「オレンヂ」自由國、「トランスヴァール」及び南西亞弗利加に於ては、檢證する權限は警察と監督官廳とが分有してゐる。或る立法は此の權限を執行機關(「サルヴァドル」)、縣知事、市長、又は其の他の機關(「ペルー」)に賦與してゐる。

(註) International Labour Office: Factory Inspection: Historical Development and Present Organisation in Certain Countries. Geneva, Oct. 1923. 316 pp.

刑罰を科する權限ある機關は、違犯を檢證する權限ある機關と同樣の理由に依り異つてゐる。「ノヴァ、スコチア」(加奈陀)、「グレナダ」、「グァテマラ」、伊太利、「リスアニア」、「ケニア」植民地及び保護國、波蘭、「ナタル」及び「オレンヂ」自由國(南阿)等に於ては就中、是等の機關は裁判所である。「サン、ルイス」(亞爾然丁)に於ては法律に依つて任命された機關は治安判事であり、「グラルース」(瑞西)に於ては違警罪裁判所であり、葡萄牙に於ては裁判所及び警察官廳である。「サルタ」、英領「コンビア」、丁抹及び希臘に於ては、警察官廳のみが刑罰を科する。「ユーゴー、スラヴィア」に於ては、刑罰を科するは州工場監督官であり、「チェッコスロヴァキア」に於ては、行政官廳であり、西班牙に於ては政府の機關であり、「サンタ、フェ」に於ては、統計及勞働總務局であり、「サンタ、フェ」に於ては執行機關の長官である。智利に於ては、此の目的の爲に、調停及び仲裁局が第一審裁判所であり且つ給料被傭者福利局が上訴裁判所である。

刑罰の性質及び程度は多數の法規に於て詳細に取扱はれてゐる。刑罰の性質に關しては、法令は罰金のみを科すべきか若は禁錮のみを科すべきか又は兩者を同時に併科すべきかを指示してゐる。概して云へば、初犯は罰金のみを科せられ、禁錮に處せられるのは累犯の場合のみである。或る立法例へば希望峰、「オレンヂ」自由國及び「トランスヴァール」等の立法は更に進んで再犯及び累犯に付て懲役を規定してゐる。

科せらるゝ罰金は、多くの國に於て、法定最高限度を超ゆることを得ない。或る法令は企業側が勞働時間に關する規定を遵守せざる場合は單一の犯罪と看做してゐるのに反し、他の法令は此の種の違犯

に依つて影響を受くる各勞動者に付別々の訴追を爲すことを要求してゐる。之れは白耳義の場合であるが、併しそれにも拘らず罰金の總額は法定最高限度を超ゆることを得ない。再犯に適用し得べき處罰は通常初犯の場合よりも重い。「ツークーマン」に於けるが如く原刑罰の二倍と定められてゐることもあるし又それ以上であることすらある。

再犯に對する刑罰が禁錮である場合にその期間に付ては著しく異つてゐて、最高は六ヶ月（獨逸）に達してゐる。和蘭に於ては初犯は罰金、再犯は罰金又は禁錮、三犯は禁錮である。多數の國即ち英領「コロンビア」（加奈陀）、「エクァドル」、「グレナダ」、「ケニア」植民地及び保護國、希望峰（南阿）、南西阿弗利加等に於ては、法律は最初の三犯に付ては刑罰の加重制度（rising scale）を規定し罰金に始まり禁錮又は懲役に終つてゐる。注意すべきことには「サン、ルイス」（亞爾然丁）に於ては時間表を守らざる勞働者は一時其の勞働を停止され又は即座に解雇され、又葡萄牙に於ては適用し得べき罰金は法定時間外に勞働する一切の勞働者又は被傭者の一ヶ月の給料と同額である。

上訴權が明示的に認めらるる處では、それは通常判決申渡後二週間に限られてゐる。

或る法規では取立てた罰金は勞働階級の爲の社會的施設、疾病保險金庫、年金金庫及び其の他の社會的性質の施設に充當すべきことを規定してゐる。「サルタ」（亞爾然丁）に於ては、罰金は「社會病豫防基金」の收入の一部を構成し、「サン、ファン」（亞爾然丁）に於ては取立てた罰金は公衆教育基金に充當し、智利に於ては年金基金に充當され且つ違犯の起つた企業の被傭者の勘定中に按分される。「ソヴィエット、ロシア」に於ては罰金は社會保險制度の基金に充當される。

第二節　團體協約

法令の適用範圍、正規勞働時間、及び除外例の各章に於て法令は屢々關係ある當事者間の諒解を利用し又は之を奬勵することすらあることを述べておいた。是等の諒解は通常團體協約の形式を取る。團體協約が存する處では法令は若干の問題を法規に依つて取扱はずに双方當事者間の解決に委し、そして進んでは規定の範圍内に於て法規に代ふるに他の規律を以てすることを認め乃至は法律は原則を規定し之が適用の詳細に付ては協約の決定に委する。又曩に勞働時間問題に關し何等法規の存在せざる國を擧げておいたが是等の國に於ては團體協約が實際上使用者及び被傭者間の關係を保つ法的基礎である。解決すべき問題は各個の場合に於て同一なるが故に、法令に依る勞働時間の規律は多くの點に於て團體協約に依る規律と類似してゐるといふことは容易に諒解し得る。此の類似性は法律が團體協約の犯してはならない限度及び一般原則を規定してゐる場合に特に顯著である。

團體協約が、適用を受くる種類の施設物の技術的要求に適合しなければならぬ場合には、それは法規に遵ふ現行の慣行を指示するものとして特に價値がある。尙ほ法律の實施に關する詳細なる資料を得

ることのみならず實際の慣行に付ての事情を確認することが望ましい場合には團體協約――特に團體協約が法律に依つて與へらるゝ處よりも有利なる勞働時間を確立する場合には――に周到の注意を拂ふ價値がある。

之れ團體協約に依つて生じた慣行に付て分析を爲す所以である。元より極めて發達した勞働者及び使用者の團體が存在し且つ法律が其の媒介に依つて勞働狀態を規律することを明白に規定する國に於ては特に斯る多くの協約―その範圍に於ては全國的、地方的又は地區的のものがあるが――が存することとは明かである。併し乍ら、協約當事者の相對的努力及び本報告書の範圍內に包含せらるる一切の職業を考慮するといふ方針に基いて團體協約を編纂し且之を組織的に調査することは不可能であつたので玆に協約の內容に付て爲した觀察は唯だ限られた價値を有するに過ぎない。

墺地利に於ては多數の重要な團體協約は四十八時間以下の勞働週を定めてゐる。例へば維納に於ける辯護士事務所の被傭者を包含する協約は七時間制を規定し、又保險會社の被傭者を包含する他の協約は一週の勞働時間を四十二時間半に制限してゐる。

極めて多くの協約は一週に四十八時間を超ゆることを得ずと定めてゐる。が併し維納の旅館、料理店及び「カフェー」並に「パン」屋及び揑粉菓子業に於ては一週の勞働時間を六十時間と定めてゐる。超過時間に付ては普通率の給與の一倍半乃至二倍半の率を以て給與される。

「チェッコスロヴァキア」に於ては團體協約は勞働時間を規律する爲の機關として一般に利用されてゐる。一九二六年六月十二日の協約は「ブラーグ」、「ブルノ」(ブルン)、「ブラチスラヴァ」其の他の聯合保險會社の被傭者の勞働時間に付て一週間の最初の五日間は一日七時間、土曜日は六時間即ち一週に四十二時間たるべきこと〻定めてゐる。一九二五年四月一日の一全國的協約は銀行の被傭者に付て一週四十三時間半、「ブラーグ」消費者協同組合の被傭者に付て一週四十四時間と定めてゐる。一九二八年に締結された「ブルノ」に於ける商業使用人を包含する一協約は一週の正規勞働時間を四十八時間と定めてゐる。一切の超過時間に對しては普通の給料率の十五割乃至二十割の率を以て給與される。

丁抹に於ては一全國的團體協約は卸賣商業の勞働時間を制限してゐる。實勞働時間は倉庫に於ては一週五十四時間、事務所に於ては五十一時間を超ゆることを得ない。「コペンハーゲン」に於ては、一週の勞働時間は倉庫に於ては五十一時間、事務所に於ては四十八時間に短縮されてゐる。最初の二時間の超過時間に對しては普通の率の二割五步、その後の時間に對しては五割乃至十割を以て給與されねばならない。

佛蘭西に於ては、若干の團體協約が比較的小地域に於て行はれてゐる。是等の團體協約は行政規則に於て定められた要件に適合して居り且つ一日八時間一週四十八時間の原則を遵守してゐる。

獨逸に於ては、團體協約は筋肉勞働者に付てのみならず給料被傭者に付ての勞働條件を決定すること

に於て重要な役目を演じ、斯くて聯邦勞働省は團體協約に依る勞働狀態の規律に關する年報を發表してゐる。一九二六年一月一日の現狀に關する報告に依れば、當時協約に依つて包含せらるゝ百六十一萬二千七百二十二名の給料被傭者の一週の勞働時間は次ぎの如くである。

四十二時間以下	八、一三五人
四十二時間——四十五時間	四五、七一七人
四十五時間——四十六時間	八四、七一五人
四十六時間——四十七時間	四、九三九人
四十七時間——四十八時間	四〇〇人
四十八時間	一、四一〇、一二八人
四十八時間以上	五八、六八八人

斯くして極めて大多數の給料被傭者は一週に四十八時間勞働してゐる。獨逸全國商業使用人組合(Deutschnationaler Handlungsgehilfen-Verband)の一九二七年度の報告に依れば、一週四十八時間以下を定めてゐる團體協約は保險、銀行及び通信業、協同組合並に織物、製紙及び新聞印刷業等に於て行はれてゐる。若干の協約は使用者に對し業務上の理由の爲必要ある場合には限られた期間又は全一年間勞働時間を一週に付五十四時間以內に於て延長することを認めてゐる。斯くして伯林の旅館及び料理店に於ては、たとひ正規勞働時間は一週に四十八時間であつても、五十四時間乃至五十七時間に增加することを得る。時とすると斯くして勞働した超過時間は給與率の增加を伴ふ。此の目的上時間率を計算する爲めには、月給は時間を以て表はされる。實際或る協約は給料を配分すべき時間表を定めてゐる。

一般的に云へば實際上必要であるに非ざれば、所謂超過時間は利用することを得ない。超過時間に對しては、協約に依り普通の率の十一割五步乃至十三割三步三分の一迄の率を以て給與される。併し夜間、土曜日又は休日に勞働する場合には給與率は屢々普通の十四割乃至十七割五步にも達する。銀行及び保險局の被傭者を包含する二個の全國的協約に於ては比較的短き勞働時間を定めてゐる。一九二四年二月九日の協約に依れば、保險局に於ては、一週の勞働時間は、一日の勞働時間が二つの部分に分たれてない場合には四十五時間(休憩時間を除く)を、又一日が二時間の休憩時間に依つて二つの部分に分たれてゐる場合には、四十八時間を、超えてはならない。土曜日に付ては勞働時間は五時間と定められてゐる。三時間の超過時間は別に給料を增加しないで働かせることを得る。銀行に關しては、一九二六年一月一日の協約は勞働時間を一週四十六時間に制限してゐるが、併し如何なる場合に於ても一週の總計が五十二時間半を超ゆることを得ないことを條件として超過時間の勞働を爲さしむることを得る。

一週に四十八時間を超ゆる正規勞働時間は若干の協約、例へば正規勞働時間は一週に六十時間たるべきことを定むる中央獨逸の病院被傭者に適用する協約の如きに於て規定されてゐる。

英吉利に於ては團體協約に依つて規定せらるゝが如き標準的慣行は、現行の法律が一般的に適用せられず且つそれが規定する勞働時間は實際の慣行ほど有利に非ざるを以て、それ丈け遙かに重要である。とは云へ使用者及び其の被傭者の間の關係を定むる此の制度は筋肉勞働者に付ては一般に利用されてゐるが、給料被傭者の場合に付ては慣習が一層重大なる役目を演じてゐる。例へば、英吉利では銀行、保險會社、病院、藥種店、旅館、料理店の被傭者又は理髮店の助手に付ては何等の協約も存しない。次ぎの資料は商業的施設物、店舗及び事務所に適用する團體協約に關するものである。

所謂商業的施設物特に店舗に於ては勞働時間は最も長い。團體協約に依つて規定せらるゝ勞働時間は一週に四十四時間、四十六時間、四十七時間、四十八時間又時として五十二時間若は五十四時間に及んでゐる。一週四十八時間を規定する或る協約は次ぎの如く附言してゐる。「勞働時間が四十八時間以下なる處では之を變更すべからざること、解すべきである」と。又小賣商に適用する他の協約は使用者が被傭者の宿所の費用を支辨せざる條件の下に一週の勞働時間を四十八時間とすべきことを規定してゐる。食事時間は一般に勞働時間中に含まれてゐない。小賣商に關しては、これらの休憩時間は店舗法の規定に從つて定められ、卸賣商に於ては正午に一時間及び午後六時後勞働の終つたときに茶の爲に數分間許される。

事務所に於ては書記及び秘書の勞働時間は一週に四十四時間前後である。これは事情に應じて、三十五時間、三十九時間、四十二時間、四十七時間又は四十八時間であることもある。

或る協約は「超過時間は能ふ限り避くべし」と規定し、若干の協約は店舗の男女販賣係に對し閉店後未だ店内にゐるお客に應對する爲め正規勞働時間の終了後十五分間居殘ることを要求してゐる。

超過時間の給與率は時には正規時間に對する率の二割五歩增であるが一層屢々五割增である。率は、土曜日及び日曜日に對しては、事情に應じて五割乃至十割だけ高い。小賣商に適用する或る協約に依れば超過時間に對する增額給與は之に相等する補償的休憩を以て代へることを得る。

伊太利に於ては、大抵の職業に付て、殆ど總て一日八時間又は一週四十八時間を規定する團體協約—全國的、地方的又は地區的——が存在する。伊太利信用銀行 (Credito Italiano)、全國信用銀行 (Banca Nazionale di Credito) 及び伊太利商業銀行 (Banca Commerciale Italiano) の如き大銀行の大多數の被傭者に付ては勞働時間は四十四時間であると同時に書記及び下級書記に付ては五十時間である。「トリエスト」商業銀行 (Banca Commerciale Triestina) の被傭者に付ては勞働時間は一日七時間半一週四十一時間半であり、書記及び下級書記に付ては夫れ〳〵八時間半、及び四十七時間半である。「トレント」及「アルト、アディゲ」銀行 (Banca del Trentino e del Alto Adige) は一日八時間制を認めてゐるが、そ

の給料被傭者が一週に四十五時間勞働する間は書記及び下級書記の勞働時間は一日九時間、一週五十一時間である。仲買人の事務所に付ては一週の勞働時間、被傭者は四十二時間、書記は四十八時間である。

諸稅取立代理店の被傭者は七時間制を享受してゐる。

一日八時間又は一週四十八時間を超ゆる勞働時間を定むる協約中には運送業及び旅館、料理店其の他に適用する若干のものを擧ぐることを得る。例へば「ネープル」、「ヴィチェンツァ」、及び「ツーリン」の貨物自動車運轉手、自動車運轉手、荷車挽、使走及び廐「ボーイ」は一般に一日十時間勞働する。旅館の被傭者は雇人と被傭者との二種に分類されてゐる。

雇員に付ては三個の全國的協約が存在するが、第一は旅館の雇員に適用するもので食事時間を含まずして二十四時間に付十一時間の休憩を認め、第二は「カフェー」、「バー」、居酒屋及び其の他の飲料販賣業に適用するもので勞働時間を一日十時間又は一週六十時間と定め、第三は料理店の雇人に適用するもので第二と同樣の勞働時間を定めてゐる。

是等各種の施設物の被傭者に關しては次ぎの區別が設けられてゐる。即ち委任狀を有せざる支配人、副支配人、給仕頭、賄方、會計係及び出納係に付ては勞働時間は一日十時間一週六十時間（六勞働日に配分される）である。其の他の被傭者に付ては一日八時間一週四十八時間（六勞働日に配分される）である。超過時間は、如何なる協約を問はず、超過時間が通常の週日、日曜日、日中乃至は夜間であるかに從つて一割乃至十割だけ普通の賃銀を超ゆる率を以て給與される。

和蘭に於ては、一九二五年九月十五日の團體協約は事務所の被傭者の正規勞働時間は一週四十八時間を、又店員のは六十一時間を、超ゆることを得ないと定めてゐる。超過時間に對しては給料率の二割五分增を給與される。一九二八年一月十三日附の他の團體協約は自働車の運轉手の勞働時間を一日十時間と定めてゐる。

波蘭に於ては、一九二八年八月一日の上部「シレジア」諸銀行に適用する團體協約は正規勞働時間を一週に四十八時間と制限してゐる。土曜日には勞働時間は六時間を超ゆることを得ない。超過時間に對しては通常の週日に付ては二割五分增しで又土曜日及び日曜日に付ては十割增しで給與される。

瑞典に於ては、銀行及び商業的施設物に關する限り團體協約は一つも存在してない。藥種店に於ては勞働時間は何れの一週に付ても四十八時間を、料理店に於ては食事時間を含まずして何れの一週に付ても七十時間を又は何れの三週間に付ても百八十日を、超えてはならない。超過時間は一月に二十時間を超えてはならず又右の超過時間に對しては月給全額の一歩增して給與される。

瑞西に於ては、一九二七年七月より實施したところの「ツーリッヒ」、「バーゼル」、「ルーセルヌ」、「サン、ガール」及び「ジュネーヴ」の諸州に於ける銀行被傭者の勞働時間を規律する統一的制度は正規勞働時間

を一週に付四十四時間と定めてゐる。土曜日には午後一時に勞働を停止することを要する。必要の場合には被傭者は正規の時間以外特に土曜日午後に勞働しなければならない。超過時間に對しては、三ケ月に二十四時間を超ゆる場合には一時間に二法の割合にて給與される。

「ソヴィエット、ロシア」に於ては、多くの團體協約は勞働時間に關する法律の規定を採用してゐる。斯くして團體協約に依る勞働時間の規律は若干の點に於て立法に依る規律と異つてゐる。それは金融業又は事務所の場合に於けるが如く團體協約が立法に依るよりも有利なる條件を定むる場合に特に顯著である。團體協約に依つて定められた勞働時間は三十五時間、三十九時間、四十一時間、四十二時間、四十四時間、四十五時間、四十六時間又は四十七時間であることがある。併し概して云へば優勢を占めてゐるのは四十八時間である。そして五十二時間、五十四時間及び六十時間に達することもあるが、それは通常旅館及び病院に限られてゐる。尙ほ正規の時間は勞働時間が中斷されてゐないか又は食事時間に依つて中斷されるかに從つて異つてゐる。最後に、超過時間の給與に關しては、多くの團體協約は時間率を定むる爲めに給料を割當つべき時間數を規定して、それに從つて協定の率に依つて增額される。

附錄一「メキシコ」

「メキシキ」合衆國に於ける社會法制の基本的規定は一九一七年一月三十一日に發布された憲法第一二三條に含まれてゐる。是等の規定に依れば聯合會議及び各州の立法機關は各州の必要を考慮し且つ若干の原則に遵由する勞働立法を制定することを要求される。是等の原則中には一日の勞働時間を八時間に、夜間勞働を七時間に、十二歳より十六歳までの兒童の勞働時間を六時間に制限すること及び商業的施設物に使用せらるゝ婦人及び十六歳未滿の兒童を午後十時後に就業せしむることを禁止することを含んでゐる。憲法は又賃銀取得者が特別の理由の爲超過時間の勞働をすることを要求せらるゝ場合には、正規勞働時間に對し定められたる賃銀率を二倍とすべきこと及び如何なる場合に於ても超過時間勞働は連續せる三日間に亘り一日三時間を超ゆることを得ざると同時に十六歳未滿の男子及び婦人（年齡の如何を問はず）を正規勞働時間以外に使用することを得ざることを規定してゐる。

一九二六年三月六日に發布された「メキシコ」公衆保健法典は衞生及び産業的保健に關する限りに於て、憲法第一二三條に含まれてゐる年少者の勞働時間に關する規定を掲げてゐる。法典は尙ほ「サーカス」、娯樂場所、料理店、居酒屋及び類似の施設物に使用せらるゝ男女十四歳未滿の年少者の勞働時間を定むる規則を、斯る規則が保健委員會に依りて必要と認めらるゝときは何時でも、發布することを要求してゐる。

一九二七年八月十五日に、聯邦州は商業的施設物に於ける勞働時間を制限する規則を發布すると同時

に他方殆と一切の他の州は憲法の規定に基き、一切の種類の賃銀取得者の勞働時間を規律する勞働立法を制定した。此の種の立法は現に「アガスカリエンテス」、「カンペチェ」、「チアパス」、「チウアウア」、「コアウイラ、デ、サラゴサ」、「コリマ」、「ヅランゴ」、「ハリスコ」、「ミチョアカン、デ、オカンポ」、「ナヤリット」、「ヌエヴォ、レオン」、「オアキサカ」、「プエフラ」、「ケンタロ」、「サン、ルイス、ポトシ」、「シナロア」、「ソノラ」、「ヴェラ、クルース、ヤーヴェ」、「ユカタン」、「サカテカス」の各州に行はれてゐる。

聯邦州の規則は所謂商業的被傭者のみならず商業的施設物の需要及び通常の機能を確保することを主要な且つ直接の目的とする補助的勞働に使用せらるゝ一切の勞働者及び給料被傭者に付て一日の勞働時間の最長限度を八時間と定めてゐる。各種の店舗が別々の開店時間を有することを得しむる爲、斯る施設物は二種に分類せらるゝも、如何なる場合に於ても一日の勞働時間は八時間を超ゆることを得ない。第一の種類のものは、自働車附屬品店若は電氣附屬品店、銃砲店、莫大小商、銀行及銀行代理店株式仲買商、男子用下着商、硝子器及寶石商、本屋、裝身用小間物類商、家具商、傘商、香料商、毛皮商、「レース」商、商品販賣事務所、刄物商、釣道具商、玩具商、洋服商、絹物商、帽子商、靴商並に類似の商業的施設物を包含してゐる。第二種のものは原料品販賣店、食料品商、「ビスケット」商、藥種商、肉商、酒保及ブルケ酒「バー」、菓子商、郵便局、花屋、揮發油、「ベンヂン」及燃料販賣店、

勸工場、牛乳店、「パン」屋、浴場、蠟製品店、石鹼商、蠟燭及燈火油又は木細工物販賣店、「レモナーデ」商、調髪業、粘粉菓子商、種子商、建築材料商、料理店、煙草店、私的事務所及部屋、「バイ」製造業並に類似の施設物を包含してゐる。

規則の違反に對しては一「ペソ」乃至五十「ペソ」の罰金を科せられる。

他の州に於て制定された法律も亦憲法に定められた原則に從ひ、最長限度八時間と定められた一日の勞働と七時間を超ゆることを得ない夜間勞働との間に明瞭な區別を設けてゐる。一切の場合に於て實勞働時間を指してゐるがそれは食事及び休憩時間を含まないことを意味してゐる。多くの場合に於て、法律は「混合」勞働即ち日夜に亘り行はるゝ勞働に付て特別の規定を設けてゐる。概して云へば、斯る勞働は二時間以上の夜間義務を含むことを得ない。「カムペチェ」、「コアウイラ、デ、サラゴサ」、「ヅランゴ」、「ハリスコ」、「ヌエヴォ、レオン」、「サン、ルイス、ポトシ」、「ヴェラ、クルース、ヤーヴェ」及び「サカテカス」の各州に於ては斯る勞働時間は七時間半であると同時に「オアキサカ」州に於ては七時間を超ゆることを得ない。十二歳以上十六歳未滿の兒童の勞働は「カムペチェ」、「キウアウア」、「コアウイラ、デ、サラゴサ」、「ヅランゴ」、「ハリスコ」、「ミチョアカン、デ、オカムポ」、「ナヤリット」、「ヌエヴォ、レオン」、「オアキサカ」、「プエブラ」、「ケレタロ」、「サン、ルイス、ポトシ」、「シナロア」、及び「ユカタン」(最後に擧げた州に於ては規定は十二歳以上十八歳未滿の兒童に適用す)の各州に於ては憲法の原則に從つて、一日

六時間と定められてゐる。「ヴランゴ」州に於ては、法律は十二歳以上十五歳未滿の兒童に對し一日八時間制を規定してゐる。若干の州に於ては土曜日午後の休業は强制的である。例へば、「カムペチェ」に於ては土曜日の午前十一時後に行はるゝ一切の勞働に對しては二倍の率を以て給與しなければならないと同時に「ユカタン」に於ては商業的施設物に從事する一切の被傭者は土曜日の午前十時後は同樣の率の給與を受くる權利を有する。

規定の一日の勞働時間に對する除外例は特別の事情に於て且つ使用者と被傭者の間の協定の上にてのみ與へられる。各州の法律は、此の場合に於ても亦憲法の原則の影響を受けてゐるが、勞働時間は一日三時間以上延長することも尙ほ又連續せる三日以上に亘ることも得ない。給料被傭者は各超過時間毎に正規勞働時間に對する割合の二倍を受ける。十六歳未滿の年少者及び婦人は超過時間の勞働を爲すことを許されない。此の趣旨の規定は「カムペチェ」、「キウアウア」、「コアウイラ、デ、サラゴサ」、「ハリスコ」、「ミチョアカン、デ、オカムボ」、「ナヤリット」、「ヌエヴォ、レオン」、「プエブラ」、「ケレタロ」、「サン、ルイス、ポトシ」、「シナラオ」、「ヴェラ、クルース、ヤーヴェ」、「ユカタン」及び「サカテカス」の法律に掲げられてゐる。「ヴランゴ」州に於ては一年五十日以上の超過時間勞働を明白に禁止してゐる。「オアキサカ」州の規定は連續せる三日以上に亘り三時間の最長限度の延長を許す唯一のものであるが、此の目的の爲には調停仲裁委員會の許可を必要としてゐる。大多數の州に於ては規定の違反に對しては罰金又は禁錮の形式に於て罰を科する。「カムペチェ」、「シナロア」及び「ヴェラ、クルース、ヤーヴェ」の諸州に於ては、法律の違反に對しては三十六時間の禁錮又は百「ペソ」以上三百「ペソ」以下の罰金（十五日以內の禁錮に代ユルコトヲ得）に處せられる。「ヌエヴォ、レオン」及び「サン、ルイス、ポトシ」の諸州に於ては、罰金は十「ペソ」以上百「ペソ」以下であつて且つ再犯の場合には二倍である。「プエブラ」、「ユカタン」及び「サカテカス」の諸州に於ては、五百「ペソ」までの罰金を科することを得る。概して云へば罰金に依る收入は市町村基金又は州金庫に納められる。

斯くの如くにして「メキシコ」の各州に依つて採用された勞働法令の基本的規定中には若干の劃一が存することが分るが又「メキシコ」政府が最近聯邦法案を起草したのは相異をなくさんが爲めである。この法案は一九二八年十一月十四日に聯邦首府に於て開かれた使用者及び勞働者組合代表者會議に提出された。法案の討議中若干の修正案が提出されたが、政府はその際の意見に鑑み一九二九年の最初の三ヶ月內に於て權限ある機關に提出すべき新法案を起草することに確定した。

附錄二　北米合衆國

北米合衆國の各州は各々其の賃銀取得者の勞働狀態を規律する權限を有する。合衆國に於て制定された勞働法令を全部集めたもの及び此の法令の比較的重要なる部分を拔萃したものは一九二五年五月勞

働統計局に依つて公刊された「合衆國の勞働法」(The Labours Laws of the United States)と題する公の刊行物中に含まれてゐる。本附錄を準備するに當り、商業的施設物に關し、資料の得られたのは此の刊行物及び比較的最近の若干の法律からである。

北米合衆國に於ては給料被傭者の勞働時間は一二の例外を除いては、單に兒童、年少者及び婦人に付てのみ規律されてゐる。「ノース、カロリナ」、「サウス、カロリナ」、「デェルヂア」、「ミシシッピー」、「モンタナ」及び「ワシントン」の各州は、兒童の勞働時間を制限してゐない。「アラバマ」、「ノース、カロリナ」、「フロリダ」、「デェルヂア」、布哇、「インディアナ」、「アイオワ」、「カンサス」、「フィリッピン」群島、「ヴァーモント」、及び「ウェスト、ヴァーヂニア」は婦人の勞働に關し何等法律上の制限を設けてゐない。「コンネチカット」、「ルイジアナ」、「メーン」、「マサチューセッツ」、「ミシガン」、「ニュー、ハムプシャイアー」、「ロード」島、「サウス、ダコタ」及び「テネシー」等の若干の州は兒童、年少者及び婦人に一樣に適用する法令を有してゐる。其の他の州は是等二種の賃銀取得者に付て別個の法令を有してゐる。

注意すべきことには兒童及び年少者に對する法令は婦人に對するよりもその適用範圍がより廣い。事實大多數の州は、農業及び家庭的勤務を一般的に除外せる外一切の有給勞働に付て兒童及び年少者の勞働時間を制限し、其の他の州は「フロリダ」及び「ヴァーモント」を除く外商業的施設物に適用する規則を有つてゐる。婦人の勞働に關しては、法規が一切の有給勞働に適用する場合は例外的で、概して云へばそれは商業的企業に適用する。

本附錄中の別表は現行法令の適用範圍並に適用を受くる各種の店舗及び給料被傭者を示すものである。大多數の州に於ては勞働時間は日又は週に依つて定められてゐる。併し、問題の比較的完全なる一般的觀察を爲さんが爲、本附錄には單に一週の時間を掲げておいた。一日の時間は一般に一週の勞働時間が四十八時間の場合には八時間であり又一週の勞働時間が五十四時間乃至六十時間の場合には九時間及び十時間の間である。概して云へば勞働時間は兒童及び十六歳未滿の年少者に付ては婦人に付てよりも短い。前の種類の賃銀取得者に付ては一週の勞働時間は次ぎの如くである。

四十二時間　「フィリッピン」群島

四十四時間　「ヴァージニア」

四十八時間　「アラバマ」、「アリゾナ」、「アーカンサス」、「カリフォルニア」(十八歳未滿の年少者)、「コロラド」、「デラウェーアー」、「コロンビア」管區(十八歳未滿の年少者)、布哇、「イリノイス」、「インディアナ」、「アイオワ」、「カンサス」、「ケンタキー」、「メリーランド」、「マサチューセッツ」、「ミネソタ」、「ミッスーリ」、「ネブラスカ」(週の制限なく一日八時間)、「ネヴァダ」、「ニュー、ジャーシー」、「ニュー、メキシコ」、紐育、「ノース、ダコタ」、「オハイオ」、「オクラホマ」、「ボルト、リコ」(十八歳未滿の年少者)、「テネシー」、「テキサス」(十五歳未滿の年少者)、「ユター」(十四歳未滿の男子及び十六歳未

滿の女子)、「ヴァーモント」、「ウェスト、ヴァーヂニア」、「ウィスコンシン」、「ワイオーミシグ」

五十一時間　「ペンシルヴァニア」

五十四時間　「フロリダ」、「アイダホ」、「メーン」、「ミシガン」(十八歳未滿の年少者)、「ニュー、ハムプシャイアー」(十八歳未滿の年少者——一日の制限)、「ロード」島、「サウス、ダコタ」

五十八時間　「コンネチカット」

六十時間　「ルイジアナ」、「オレゴン」

若干の州に於ては勞働時間は十六歳以上十八歳未滿の年少者に付ては十六歳未滿の年少者に付てよりもより長い。是れは「アーカンサス」、「マサチューセッツ」、紐育及び「オハイオ」の場合である。「オレゴン」に於ては、二十一歳未滿の女子の勞働時間は、縱令婦人に付ては一日十時間一週六十時間が一般原則であるとは云へ、一日九時間(土曜日十時間)一週五十時間を超ゆることを得ない。或る州に於ては勞働時間は一部分の時間學校に通學してゐる兒童に對し制限してゐて、例へば「アイオワ」に於ては通學してゐる年少者は一週四十時間以上使用することを得ずとし、「ニュー、ジャーシー」に於ては一週最長時間は四十二時間を超ゆることを得ずとしてゐる。

婦人に付ては一週の勞働時間は次ぎの如くである。

四十八時間　「アリゾナ」、「カリフォルニア」、「コロラド」(週の制限なく一日八時間)、「コロンビア」管

除外セラル
マス

」及「サウス、ダコタ」ニ於ケル婦人及年

マ」、「ペンシルヴァニア」、「ポルト、リコ」
婦人ヲ法律ノ適用範圍ヨリ除外シ居レル

適用ノ範圍

有給勞働一般

A. 婦人及年少者
- 「ミネソタ」
- 「ニュー、ハムプシァイアー」
- 「ペンシルヴァニア」
- 「ポルト、リコ」
- 「サウス、ダコタ」

B. 年少者
- 「アラバマ」
- 「アリゾナ」
- 「アーカンサス」
- 「カリフォルニア」
- 「コロラド」
- 「デラウエーアー」
- 布哇
- 「アイダホ」
- 「イリノイス」
- 「インヂアナ」
- 「アイオワ」
- 「ミスーリ」(1)
- 「ネヴァダ」
- 「ニュー、メキシコ」
- 「ノース、ダコタ」
- 「オクリホマ」
- 「オレゴン」
- 「テキサス」
- 「ユータ」
- 「ヴァージニア」
- 「ウエスト、ヴァージニア」
- 「ウイスコンシン」
- 「ワイオーミング」

商業的施設物

A. 婦人及年少者
- 「コンネチカット」
- 「コロンビア」管區
- 「ケンタキー」
- 「ルイジアナ」
- 「メーン」
- 「メーリーランド」
- 「マサチューセッツ」
- 「ミシガン」
- 「ネヴラスカ」
- 「ニュー、ジャーシー」
- 紐育
- 「オハイオ」
- 「ロード」島
- 「テネシー」

B. 年少者
- 「カンサス」
- 「フィリッピン」群島

C. 婦人
- 「アリゾナ」
- 「アーカンサス」
- 「カリフォルニア」
- 「コロラド」
- 「デラウエーアー」
- 「アイダホ」
- 「イリノイス」
- 「ミスーリ」(2)
- 「モンタナ」
- 「ネヴァダ」
- 「ニュー、メキシコ」
- 「ノース、ダコタ」
- 「オクラホマ」
- 「オレゴン」
- 「サウス、カロリナ」
- 「テキサス」
- 「ユータ」
- 「ヴァージニア」(3)
- 「ワシントン」
- 「ウイスコンシン」
- 「ワイオーミング」

店舗一般

A. 婦人及年少者
- 「ケンタキー」
- 「メーン」
- 「ミシガン」
- 「テネシー」

B. 年少者
- 「フロリダ」
- 「オハイオ」
- 「フィリッピン」群

C. 婦人
- 「オクラホマ」

調髪業

A. 年少者
- 「コンネチカット」
- 「マサチューセッツ」
- 紐育

B. 婦人
- 「コンネチカット」
- 「テキサス」

婦人子供服裁縫及婦人帽子製造業

A. 婦人及年少者
- 「ルイジアナ」
- 「ミシガン」

B. 婦人
- 「ミシシッピー」
- 「オハイオ」
- 「ウイスコンシン」

事務所 — 事務所一般(4)

A. 婦人及年少者
- 「カリフォルニア」
- 「ミシガン」
- 「ネヴラスカ」

B. 年少者
- 「コロンビア」管區
- 「フロリダ」
- 「ケンタキー」
- 「メリーランド」
- 紐育

C. 婦人
- 「アイダホ」
- 「ミシシッピー」
- 「ミスーリ」
- 「オクラホマ」
- 「テキサス」(5)
- 「ユータ」

運送及公共事務

A. 婦人及年少者
- 「マサチューセッツ」
- 「メーン」

B. 婦人
- 「アーカンサス」
- 「コロンビア」管區
- 「アイダホ」
- 「イリノイス」
- 「ネヴラスカ」
- 「ネヴァダ」
- 「ニュー、メキシコ」
- 「ノース、ダコタ」
- 「オレゴン」
- 「テキサス」
- 「ユータ」
- 「ウイスコンシン」
- 「ワイオーミング」

事務所 — 電信及電話事務所(6)

A. 婦人及年少者
- 「コロンビア」管區
- 「メーン」(7)
- 「マサチューセッツ」
- 「テネシー」

B. 年少者
- 「フロリダ」
- 紐育

C. 婦人
- 「アリゾナ」(8)
- 「カリフォルニア」
- 「デラウエーアー」
- 「アイダホ」
- 「イリノイス」
- 「ケンタキー」
- 「ミシシッピー」
- 「モンタナ」
- 「ニュー、メキシコ」(9)
- 「ノース、ダコタ」(10)
- 「オハイオ」
- 「オレゴン」
- 「オクラホマ」
- 「テキサス」
- 「ユータ」
- 「ウイスコンシン」
- 「ワイオーミング」(11)

旅館、料理店、其ノ他(12)

A. 婦人及年少者
- 「コンネチカット」
- 「コロンビア」管區
- 「ケンタキー」
- 「ルイジアナ」
- 「メーン」
- 「マサチューセッツ」
- 「ミシガン」
- 「ネヴラスカ」
- 紐育(13)
- 「オハイオ」

B. 年少者
- 「カンサス」
- 「メリーランド」
- 「ヴァーモント」

C. 婦人
- 「アリゾナ」
- 「カリフォルニア」
- 「コロラド」
- 「アイダホ」
- 「イリノイス」
- 「ミスーリ」(2)
- 「モンタナ」
- 「ネヴァダ」
- 「ニュー、ジャーシー」
- 「ニュー、メキシコ」
- 「ノース、ダコタ」
- 「オクラホマ」
- 「オレゴン」
- 「テキサス」
- 「ユータ」
- 「ワシントン」
- 「ワイオーミング」

劇場、活動寫眞館、其ノ他ノ娯樂場所(14)

A. 婦人及年少者
- 「マサチューセッツ」
- 「ミシガン」

B. 年少者
- 「フロリダ」
- 「カンサス」
- 「ケンタキー」
- 「ネヴラスカ」
- 紐育
- 「オハイオ」

C. 婦人
- 「カリフォルニア」
- 「イリノイス」
- 「ミシシッピー」
- 「ミスーリ」(2)
- 「ネヴァダ」
- 紐育
- 「オクラホマ」
- 「テキサス」
- 「ワイオーミング」

從屬的地位、靴磨キ、「エレヴェーター」附添人、使走其ノ他

A. 婦人及年少者
- 「ルイジアナ」
- 「マサチューセッツ」
- 「ミシガン」
- 紐育
- 「オハイオ」
- 「テネシー」

B. 年少者
- 「コロンビア」管區
- 「カンサス」
- 「ケンタキー」
- 「メリーランド」
- 「ネヴラスカ」
- 「ヴァーモント」

(1) 兩親又ハ後見人ノ爲ニ勞働スル年少者ヲ除ク
(2) 三千以上ノ人口ヲ有スル都市
(3) 二千以上ノ人口ヲ有スル都市
(4) 速記者、帳簿係其他トシテ事務所ニ勤務スル婦人ハ「ニュー、メキシコ」及「ヴァージニア」ノ諸州ニ於テハ特ニ除外セラル
(5) 速記者ヲ除ク
(6) 是等ノ施設物ニ使用セラルル婦人ハ次キノ諸州ニ於テハ法律ノ適用範圍ヨリ明示的ニ除外セラル、「ミネソタ」(人口千五百以下ノ都市)、「ミスーリ」及「ポルト、リコ」並「ニュー、ハムプシャイアー」及「サウス、ダコタ」ニ於ケル婦人及年少者
(7) 三名以上ヲ使用スルモノ
(8) 三名以上ヲ使用スルモノ
(9) 五百以上ノ人口ヲ有スル地方
(10) 五名以下ヲ使用シ且平均呼出シ數一人一時間ニ付二百三十回ヲ超エサル施設物ヲ含マス
(11) 三名以上ヲ使用スルモノ
(12) 「ニュー、ハムプシャイアー」ニ於テハ旅館及下宿屋ニ使用セラルル婦人及年少者又「ニュー、ジャーシー」ニ於テハ旅館及勞働カ繼續的ナル其ノ他ノ施設物ニ使用セラルル婦人ハ法律ノ適用範圍ヨリ除外セラル
(13) 歌手及演奏者トシテ又ハ婦人携帶品預所及應接室ノ世話人トシテ料理店ニ於テ使用セラルル婦人並是等ノ施設物ノ被傭者ノ爲ノミニ役立ツ旅館又ハ料理店ノ食堂又ハ臺所ニ使用セラルル婦人ヲ含マス
(14) 「ポルト、リコ」ニ於テハ婦人演奏者ハ法律ノ適用中ニ含マレス

(注意) 病院ハ本表中ニ含マス唯タ一州卽チ「カリフォルニア」ノ法律ハ病院ニ使用セラルル婦人(資格アル看護人ヲ除ク)ニ適用ス、「ミネソタ」、「ネヴァダ」、「ニュー、ハムプシャイアー」、「オクラホマ」、「ペンシルヴァニア」、「ポルト、リコ」及「ワイオーミング」ノ諸州ニ於テハ看護人モ亦法律ノ適用範圍ヨリ除外セラル、藥種店ニ付テモ「ニュー、メキシコ」、「オクラホマ」及「テキサス」ノ三州ノミ是等ノ施設物ニ使用セラルル婦人ヲ法律ノ適用範圍ヨリ除外シ居レルニ過キサルヲ以テ之ヲ本表中ヨリ除外セリ

區「マサチューセッツ」、「モンタナ」（週の制限なく一日八時間）、紐育、「ノース、ダコタ」、「ボルト、リコ」、「ユター」、「ワシントン」（週の制限なく一日八時間）

五十時間　「オハイオ」、「ウィスコンシン」（一日の制限）

五十四時間　「アーカンサス」、「アイダホ」（週の制限なく一日九時間）、「ニュー、ハムプシャイアー」（一日の制限）、「オクラホマ」

五十四時間　「メーン」、「ミシガン」、「ミネソタ」、「ミッスーリ」、「ネブラスカ」、「ペンシルヴァニア」、「ロード」島、「サウス、ダコタ」、「テキサス」

五十五時間　「デラウェーアー」

五十六時間　「ネヴァダ」、「ニュー、メキシコ」、「ワイオーミング」

五十七時間　「テネシー」

五十八時間　「コンネチカット」

六十時間　「イリノイス」（週の制限なく一日十時間）、「ケンタキー」、「ルイジアナ」、「メリーランド」、「ミシシッピー」、「オレゴン」、「サウス、カロリナ」、「ヴァージニア」（週の制限なく一日十時間）

或る州は各種の施設物に付て異れる勞働時間を定めてゐる。「ニュー、メキシコ」に於ては、商業的施設物及び運送會社は其の婦人雇傭者に一日九時間又は一週五十六時間勞働することを要求することを得

る。旅館、料理店、其他及び娯樂場所は其の婦人被傭者に單に一日八時間勞働することを要求することを得るのみである。電話局に於ては午前七時より午後九時までの交替番に付ては一日八時間一週四十八時間で、午後九時より午前七時まで勞働する交替番に付ては一日十時間（又は一週六十時間）である。紐育州に於ては、婦人は商業的施設物に於ては一日八時間一週四十八時間（九時間及び四十九時間半の最長限度を以て）、又料理店に於て及び昇降機附添人としては一日九時間又は一週五十四時間、使用することを得る。「ウィスコンシン」に於ては、勞働時間は一般に日中勞働に付ては一日九時間又は一週五十時間、夜間勞働に付ては夫れ〳〵八時間及び四十八時間である。旅館に於ては、時間は晝間勞働に付ては一日十時間、又は一週五十五時間、夜間勞働に付ては九時間、一週五十四時間に達してゐる。「ニュー、ハムプシャイアー」州も同樣に勞働が晝間に行はるゝか夜間に行はるゝかに從つて關係ある施設物に對し異れる勞働時間を規定してゐて、即ち婦人及び年少者は晝間勞働に付ては一日十時間十五分又は一週五十四時間、夜間勞働に付ては一日八時間又は一週四十八時間、勞働することを要求することを得る。

正規勞働時間は一定の場合にのみ延長することを得る。概して云へば、兒童及び年少者に付ては、問題の法令が婦人及び兒童に等しく適用する場合を除いては、如何なる延長も許されない。或る場合には理由を明かにせずして勞働時間を延長することを認めらるゝも、一般的には單に緊急、不可抗力

災害其の他の場合又は祝日若は公の休日の前の勞働の繁忙に對する爲めのみに時間を延長することを得る。例へば紐育州に於ては理由を擧げずして給料被傭者に對し一年に七十八時間の超過時間勞働することを要求することを得ることになつてゐる。尤も勞働時間は一週間の二日以上に至り一日十時間一週五十四時間を超ゆることを得ない。

緊急、不可抗力、災害其の他の場合の除外例は、「メーン」、「マサチューセッツ」、「ミネソタ」、「ミシシッピー」、「ニュー、メキシコ」、「オクラホマ」、「ポルト、リコ」、「テキサス」、「ユター」及び「ウィスコンシン」の諸州に於いて許されてゐる。「ニュー、メキシコ」に於ては、五十六時間後の超過時間に對し普通の率の一倍半の報酬を支拂はるゝ場合には勞働時間を一週六十時間に延長することを得る。「オクラホマ」に於ては、超過時間は電話事務に於て許されてゐると同時に旅館及び料理店に於ては超過時間に對し二倍の率を以て支拂はるゝことを條件として一日十時間勞働することを得る。「ポルト、リコ」に於ては、二倍の率の支拂はるゝことを條件として一日一時間の延長を爲すことを得るも、如何なる場合に於ても勞働時間の長さは四十八時間を超ゆることを得ない。「テキサス」に於ては超過時間は二倍の率の支拂を受くることを條件として許さるゝと同時に「ウィスコンシン」に於ては勞働時間が一日十時間又は一週五十五時間を超えず且つ一切の超過時間に對しては普通の率の一倍半を支拂はるゝことを條件として、一年に四週間超過時間勞働させることを得る。

公の休日の前日例へば「クリスマス」又は復活祭前の週中に超過時間の勞働を爲すことは「コンネチカット」、「メーン」、「メリーランド」、「モンタナ」、「ニュー、バムプシャイアー」、紐育、「ペンシルヴァニア」及び「ダコタ」の諸州の法令に依つて認めらるゝ處である。「コンネチカット」に於ては使用者が其の被傭者に少くとも一年に一度一週間の有給休日を與ふることを條件として十二月十七日より二十五日まで超過時間の勞働を許可することを得る。「メーン」に於ては十二月十七日より二十四日まで及び復活祭以前の八日間婦人帽子商に付て同樣の規則が實施されてゐる。「メリーランド」に於ては、「バルチモーア」の郊外に在る小賣商店に付て土曜日、「クリスマス、イーヴ」及び「クリスマス、イーヴ」以前の五勞働日に、少くとも一日二時間の休憩時間を與へ且つ勞働時間の長さはその年の殘り中九時間を超えざることを條件として、十二時間の最長限度まで勞働時間を延長することを得る。「モンタナ」に於ては、小賣商店の勞働時間は「クリスマス」以前の週中一日十時間の最長限度まで之を延長し得る。「ニューハムプシャイアー」に於ては此の期間中の全勞働時間は、商業的施設物に付て、一週五十四時間の平均を超えざる條件の下に、制限されてゐない。紐育州に於ては勞働時間の延長は十二月十五日より二十四日まで及び店卸しの爲の一年に於ける他の二日に、許されてゐる。「ペンシルヴァニア」の法令は、法律を以て規定せらるゝ一週の勞働時間の最長限度を超えざることを條件として、公の祭日を含める一切の週中の三日に一日二時間の延長を認めてゐる。「サウス、ダコタ」に於ては、「クリスマス」以前の五日間十二時間の最長限度まで勞働時間を延長することを得る。

大多數の州に於ては、法規の實施は產業監督官に委してゐる。「サウス、ダコタ」に於ては兒童の勞働に關する法律の實施は學務委員會の責任であると同時に「ニュー、メキシコ」州に於ては之を地方警察に委してゐる。勞働監督官の外に多數の州は兒童の勞働特に通學に關する法律の實施の監督を扶ける官吏を任命してゐる。「アリゾナ」及び「ニュー、メキシコ」の兩州に於ては、地方警察官廳及び裁判所が婦人勞働に關する法律の實施を監督してゐる。勞働時間に關する規定が遵守されてゐるか否かを確めることは屢々困難なので、或る州は使用者に對し其の施設物に於ける時間表を提示することを要求してゐる。法律の實施を容易ならしめる爲或る州に於て採用せらるゝ他の方法は各被傭者の勞働せる一日の時間數を示す記錄簿を保存することを使用者に要求することである。有罪を決定する爲めには、訴追する檢事、判事及び陪審官に於て勞働時間法に對する違反ありたることを確認しなければならない。違犯に對する刑罰は罰金若は禁錮又は兩者を包含する。是等の刑罰は州に依つて嚴重さを異にしてゐる。或る州は、兒童勞働法の違反の場合に使用者、兩親又は後見人及び時には給料被傭者その者に罰金を科する。大抵の場合に於ては、法令は再犯に付て刑罰の加重を規定してゐる。